

(平成26年1月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

中国（岡山）厚生年金 事案 2997

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月31日は8万円、同年12月25日は10万円、18年12月25日は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 31 日
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間の賞与の記録が、保険給付の計算の対象外の記録となっているので、調査の上、保険給付の計算の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、給与所得の源泉徴収票、申立期間以外の期間に係る賞与明細書及び給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）について、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 7 月 31 日は 8 万円、同年 12 月 25 日は 10 万円、18 年 12 月 25 日は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行ったこと、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1488（広島国民年金事案 1296 及び 1427 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで

これまでの 2 回の申立てに対し、年金記録確認第三者委員会では、私の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 9 月頃に払い出されたと推認できるなどとして、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが認められなかった。

年金手帳の「被保険者となった日」及び「附加入」の欄に記載されている日付の筆跡が互いに異なっており、当該日付はそれぞれ別の時期に記載されたものと考えられるので、国民年金の加入手続を昭和 52 年 7 月に行い、付加年金の加入手続を 54 年 9 月に行ったことを示す新しい資料として、当該年金手帳の写しを提出する。

また、年金記録の管理については、報道されていない行政側の不適切な記録管理や事務処理誤り等があると思うので、第三者委員会が行政側のデータのみで判断していることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から昭和 54 年 9 月頃に払い出されたと推認でき、この時期に国民年金の加入手続が行われ、52 年 7 月 1 日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）に遡って被保険者資格を取得したと考えられること、ii) オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期か

らすると、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、A市B支所では納付できないこと、iv) A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、申立期間は未納の記録とされており、オンライン記録と一致していることなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成23年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てにおいて、i) 申立人は、上述の通知において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和54年9月頃であると推認されていることについて、当該時期に年金手帳を受け取っていないと主張しているが、申立期間当時、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることになり、任意加入については、制度上、加入の申出を行った日に被保険者資格を取得するとされ、当該申出に基づき国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各5番の計10番に係る被保険者のうち、任意加入被保険者は5人確認でき、これら5人については、いずれも同年9月に被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人の加入手続も同年9月頃に行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されて、年金手帳が交付されたものと推認されること、ii) 申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に52年7月1日と記載されていることを理由として、同年7月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、申立期間において国民年金の強制加入被保険者に該当することから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年7月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得することになり、年金手帳に同日が記載されたものと考えられることから、同年7月に国民年金の加入手続を行ったと推認することはできないこと、iii) 申立人は、「年金の過払い等の行政側の事務処理誤りが報道等で多く見受けられることから、私の年金記録も間違っていると思われるので、このことを踏まえて、再度調査してほしい。」と主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続の時期が54年9月頃ではなく、52年7月である形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していた事情はうかがえないこと、iv) 1回目の申立て時の調査において、同年7月頃に国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名を上述の払出管理簿で確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、再度、同年7月頃から同年12月頃までに加入手続を行った被保険者の氏名を当該払出管理簿で確認したものの、申立人の氏名は見当たらないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年11月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てに当たり、申立人は、年金手帳の「被保険者となった日」の日付の筆跡と「附加入」の日付の筆跡とが異なっていると主張して、年金手帳の写しを提出しているが、当該二つの筆跡の異同は明らかであるとは言えない上、仮に当該日付の記載に係る筆跡が異なるものであったとしても、そのことのみをもって「被保険者となった日」と「附加入」の時期が別の時期であると判断することにはならない。

また、申立人は、行政側に不適切な記録管理や事務処理誤り等があるのに、その行政側の資料のみで判断されることに納得できないとしているが、年金記録確認第三者委員会は、行政が保管する資料等に基づき機械的に判断しているものではなく、そのほかの関連資料や周辺事情を含めて総合的に検討した上で、申立てに係る国民年金保険料が納付されたかどうかを判断しており、広島委員会においても、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」に基づき、申立内容及び関連資料、周辺事情等を総合的に検討した上で、年金記録の訂正は必要でないとの判断に至っていることから、申立人の当該主張は、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1489

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は昭和 37 年 3 月に大学を卒業するまで B 市に住んでいたが、転出入の手続きはせず、住所は実家のある A 市のままであったので、私の両親が 36 年頃に同市で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

当時、両親と同居していた妹は、国民年金に加入し、保険料を納付した記録となっているのに、私は、申立期間が国民年金の未加入期間とされているが、昭和 37 年 4 月頃に、母から国民年金手帳を受け取った記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 51 年 7 月頃に A 市において払い出されたものと推認でき、この時期に国民年金の加入手続きが行われ、申立人の直近の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年 3 月 5 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人は、申立人の両親が昭和 36 年頃に加入手続きを行ったとしていることから、上記の払出簿の 35 年 10 月から 37 年 3 月までの期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を含め昭和 61 年 11 月まで継続して A 市に住所があったとしていることから、36 年頃に国民年金の加入手続きが行われていたのであれば、既に同市において被保険者であった履歴を有する申立人に対し、51 年 3 月の再加入に際して、上記の国民年金手帳記号番号

を新たに払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、改製原戸籍の附票により、申立人は、昭和 37 年 3 月 16 日に A 市に住所を定めていることが確認できることから、申立期間には同市に住所がなかったことがうかがえる上、申立人は、「昭和 32 年頃に B 市で運転免許を取得し、37 年 3 月に大学を卒業した。」としていることから、申立人は、申立期間当時、B 市に住所があった可能性が高く、申立期間に申立人の両親が A 市で申立人の国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと推測される。

その上、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿には、資格取得日は昭和 51 年 3 月 5 日と記録されているとともに、「納付記録」欄の同年 3 月の欄には当該月から国民年金に加入したことを示す「から加入」の押印があることから、申立期間は国民年金の未加入期間として管理されていたことが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立人は申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年8月30日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）の職員の紹介で、申立期間当時、同事業所が行っていた工事現場でCとして勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の知人等の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、工事現場でCに従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「申立人に関する資料は無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、上述の知人等は、申立人が工事現場に勤務していたことについては供述しているものの、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

また、申立人は、「工事現場でCをしていたのは自分のみであり、同じ職種の同僚はいなかった。」と供述しており、同じ工事現場で勤務していたとする別の職種の作業員についても、特定することができないことなどから、申立人の工事現場における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、事業所記号索引簿によると、当時、工事現場を所管していたD事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年1月17日であって、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 7 月 31 日まで

私は、事業主に誘われてA社に入社し、昭和 59 年 10 月頃から 60 年 7 月頃まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「60年分の所得税の確定申告書」の控え（以下「60年分の確定申告書」という。）及びA社の元事業主の回答から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社は平成 17 年に解散しており、書類、資料等は全く残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記の 60 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、同申告書の源泉徴収税額欄の収入金額から推定した標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率を乗じて試算した厚生年金保険料額の 1 か月分にも満たず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと判断することはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等に関する具体的な供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 47 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が名前を挙げた同僚については死亡又は連絡先不明等により照会できないことから、当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に照会したところ、回答のあった 5 人全員が申立人を記憶していないとしていることなどから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間当時において、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。